

2025 年度 A 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

憲 法
刑 法
行政法

問題冊子（問題のみで 3 枚）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述し、これ以外で記述した場合には無効となります。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 答案用紙を取り違えた場合は、無効となります。ただし、試験時間内に答案用紙の取り違えに気づいた場合は、監督者に申し出てください。なお、試験終了後は、答案用紙の取り違えの申し出は一切応じません。
- 6 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 7 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（憲法）

公職選挙法 142 条は、法定ビラ以外の文書等の頒布を禁止し、さらに、同法 146 条 1 項は、142 条の禁止を免れる行為として「公職の候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示すること」を禁止しており、これらに違反した場合には罰則が科される（同 243 条 1 項）。

X は、前任の自治会長 A とともに B 自治会の役員を務めていたところ、A が 20××年 5 月に行われた市議会議員選挙に立候補するために自治会長を辞したことから、同年 4 月より自治会長の座を引き継いだ。B 自治会では月に一度、会報を発行し、自治会に入っている世帯に配布しており、同年 5 月に配布された会報には前任の A が自治会長として行った活動についての記事が掲載されていた。この会報が配布されたのが、上記の市議会議員選挙中であったことから、X は、同法 146 条 1 項に違反するとして起訴された。

（設問）

本件における憲法上の問題点について、判例も参照しながら、あなたの意見を述べなさい。

第2問（刑法）

次の事例における甲および乙の罪責について、具体的な事実を摘示しながら、説明しなさい（但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。）。

甲はギャンブルに依存し借金を返せなくなり、乙に相談したところ、乙から「俺も経営している飲食店の売り上げが落ちていて金に困っている。常連客に1人で暮らしているAという老人がいるが、どうもAは金持ちらしい。そのAが今度、孫に会いに6月9日から2日間留守にしよう」と言っていた。Aが留守の間に盗みに入らないか。俺が外で見張っているから、俺より身軽な甲がAの家に侵入して金目の物を盗ってきてくれよ。半分ずつ山分けにしよう」と提案された。甲はこれを了承し、6月9日午後8時頃、A宅の裏側に回って窓ガラスを割り、侵入した。当時、乙もA宅の裏側に面した道路に待機し、本件犯行が通行人等によって発見されることがないように見張っていた。甲と乙は携帯電話を通話状態にしており、誰かに見つかるなど犯行を継続することが困難になった場合には直ちに乙が甲に知らせ、逃走できるようにしていた。

甲はA宅1階からタンス等を物色していたが金目の物がなかなか見つからず、2階を物色しようと階段を上がり始めた。しかし、実はAはたまたま体調を崩して孫に会いに行くことは延期しており、在宅していた。Aは2階の寝室で寝ていたが、1階で物音がしたので不審に思って2階の廊下に出たところで、階段を上がってきた甲に出くわした。甲はAがいたことに驚いたが、Aから直接現金や通帳を奪った方が早いと考え、Aの顔面を手拳で3回殴打し、仰向けに倒れたAを近くにあった電源コードで縛り上げ、「現金や通帳のありかを教えろ」と言った。反抗を抑圧されたAは、甲に言われるがままに現金等の保管場所を教えた。甲は、Aが寝室の押入れに保管していた現金100万円とキャッシュカード、預金通帳、印鑑を奪ってA宅を出、乙と合流して逃走した。なお、上記の通り甲と乙の携帯電話は通話状態になっていたが、乙は携帯電話を耳に当てていなかったため、Aが在宅であることは知らないままであったし、甲がAを殴打する音や声は聞こえていなかった。

第3問（行政法）

X市内にパチンコ店を建築しようとしたYは、「X市パチンコ店等、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」（以下、「本件条例」という。）に基づく建築の同意をX市長から拒否されたにもかかわらず、建築を強行した。そこで、X市は、本件条例に基づいてYに建築中止を命じたうえで、建築工事の続行禁止を求める民事訴訟を提起した。この民事訴訟の帰趨はどうか論じなさい。

なお、関係法令の抜粋を【資料 関係法令】に掲げてあるので、適宜参照しなさい。

【資料 関係法令】

- X市パチンコ店等、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（抜粋）

第3条 市内において、パチンコ店等、ゲームセンター又は旅館等（以下「指導対象施設」という。）の建築等をしようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

第4条 市長は、前条の規定により建築等の同意を求められた施設がパチンコ店等、ゲームセンター又はラブホテルに該当し、かつ、その位置が都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域であるとき、又は同法第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の用途地域であるときは、同意しないものとする。

第8条 市長は、第3条の規定に違反して指導対象施設の建築等をしようとする者又は第6条に規定する市長の指導に従わない者に対し、建築等の中止、原状回復その他必要な措置を講じるよう命じることができる。